

施策マネジメントシート ～令和5年度の振り返りから令和6年度の取組へ～

①計画⇒実施（Plan⇒Do） (5月中に記入)

長期振興計画 の位置づけ	まちづくり分野		くらし分野		担当課		建設課・企画課・財産監理課			
	政策分野		社会基盤・環境		課長名		奥村裕昭・森真樹・長野望			
	施策		3 計画的な土地利用の推進		重点施策の該当		R5	-	R6	-
施策の目的	対象	市民		意図	地域の実情や特性に応じた秩序ある計画的な土地利用が行われる					

施策の目標指標

目標指標(単位)	指標の推移(下段の()書きは見込み値)					
	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度目標	令和7年度目標
計画的な土地利用が行われていると思う市民の割合(%)	10.3	11.9	2.5	9.2 (13.0)	(14.0)	(15.0)
地籍調査事業進捗率(%)	64.8	65.3	66.1	66.46 (66.4)	(66.9)	(67.5)

市民アンケート調査の結果(施策に関する重要度と満足度)

令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	
重要度(%)	満足度(%)	重要度(%)	満足度(%)	重要度(%)	満足度(%)	重要度(%)	満足度(%)	重要度(%)	満足度(%)
63.9	11.9	67.3	2.5	66.6	9.2				
重要度DI	満足度DI	重要度DI	満足度DI	重要度DI	満足度DI	重要度DI	満足度DI	重要度DI	満足度DI
56.5	-17.6	59.6	-34.8	60.1	-26.8				

施策推進のための取組の成果を測る指標

基本事業名	関連戦略No.	成果指標(単位)	指標の推移(下段の()書きは見込み値)					
			2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度実績	6年度目標	7年度目標
土地活用の総合的推進	3-5	計画的な土地利用が行われていると思う市民の割合(%)	10.3	11.9	2.5	9.2 (13.0)	(14.0)	(15.0)
適正な土地利用への誘導		法律違反・行政指導件数(件)	0	2	2	7 (0)	(0)	(0)
地籍調査の推進		地籍調査実施面積(k㎡)	111.29	112.36	113.47	114.1 (114.39)	(115.39)	(116.39)

②-1 振り返り(Check)

施策を取り巻く環境変化・市民ニーズ等への対応	
[建設課] 基本事業No.11	・市の都市計画に関する基本的な方針を定めた都市計画マスタープランは、平成15年の当初策定から20年が経過し、社会・経済状況の変化への対応や長期振興計画を含む関係施策との整合性が求められていたため、都市計画審議会での意見聴取や経営会議等を経て、令和6年3月に改定・公表を行った。
[企画課] 基本事業No.12	・第6次長期振興計画におけるまちづくりの基本構想において、土地利用の分野については、自然環境の保全と安全性の確保に努めながら、人口減少や年齢構造の不均衡といった課題、高度化・多様化する市民ニーズ等を踏まえ、長期的な展望のもとで総合的かつ計画的な利用を図るため、市全体を俯瞰した土地利用方針を定める必要があると整理された。 ・馬毛島基地整備に伴う工事関係者宿舎建設等により、土地取引件数が増加傾向にある。 ・西之表港洲之崎地区複合一貫ターミナル整備事業が始動し、みなとの利活用方策やみなとまちづくりの方向性が求められる。
[財産監理課] 基本事業No.13	・本事業は国土調査法に基づき実施され、財源配分に注視しながら、一般財源を確保しつつ、進捗ペースの維持に努めている。 ・事業を行うに当たって、土地所有者の高齢化や不在村化により、所有者不明や筆界などの自己管理がされず苦慮する状況が多くみられる。 ・その影響は、多分野にわたっているが、地域住民をはじめとして事業への期待は大きく、早期の進捗を求める声がある。

施策マネジメントシート ～令和5年度の振り返りから令和6年度取組へ～

施策の成果（貢献度の高い事業等）と現状・課題		
	成果	現状・課題
[建設課] 基本事業No.11	・都市計画区域内での違法な開発行為は抑制され、用途地域に係る制限による土地利用の誘導が適正に行われている。 ・令和3年度に策定した立地適正化計画に加えて、今回、都市計画マスタープランを改定したことで、都市機能集約やまちづくりに関する指針が明確になった。	・馬毛島基地工事の影響等により、都市計画区域内外を問わず、市内の土地取引が活発化し、利用状況にも変化が見られる。 ・指針として定められた都市計画マスタープランや立地適正化計画における土地利用や都市機能の方向性について、周知・理解を図る取組が重要となる。
[企画課] 基本事業No.12	・国、県、市によるみなとまちづくりの勉強会で、みなとの利活用方策やみなとまちづくりの方向性を整理した。	・馬毛島基地整備等に伴う土地取引の活発化等に対応するため、届出等の広報活動を充実させる必要がある。 ・行政側で整理したみなとまちづくりの方向性をたたきとして、西之表港の中長期ビジョンを港湾関係者や地元関係者（商工会、観光協会等）と検討していく必要がある。
[財産監理課] 基本事業No.13	・国土調査法に基づき、土地の所有者、地番、地目、地積（面積）、筆界など地籍調査を実施した。その準備で、膨大な所有者追跡調査を行うが、土地所有者不明解消や筆界の確定、地籍図作成などその成果は高く、各種事業への貢献度は高い。 また、送付遅延4地区のうち、2地区について送付を行い、令和6年度中に1地区の送付を行うこととしている。	・地籍調査において特に重要な作業は、現地における一筆地調査である。土地所有者の高齢化や不在村化、未相続などで筆の位置や境界の不明が多く、調査上支障をきたしている。 また、未着手地域からの早期実施の要望ある。
今後の方向性	今後の方向性の根拠等（他施策との連携、総合戦略との関連、環境変化等を踏まえ記入）	
継続・現状維持	[建設課] 基本事業No.11	・立地適正化計画や改定後の都市計画マスタープランを一定の指針として、社会・経済状況の影響を受けて活発化する土地利用状況の変化に対応していくことが求められる。
継続・現状維持	[企画課] 基本事業No.12	・港町再生計画、都市計画マスタープラン（立地適正化計画）など、市民や地域の理解を得ながら計画の充実度を図っていく。 ・西之表港や周辺地域の将来あるべき姿について、関係団体等と検討をはじめめる。
継続・現状維持	[財産監理課] 基本事業No.13	・住民から実施要望が高く、各業界に貢献度の高い事業であるが、国からの補助の動向に注視しつつ、一般財源も見込んだ事業量の確保が必要である。 ・本業務は、個人や企業の財産に関与する業務であることから、法律的専門性が強く経験値を要する業務である。近年、懸案であった送付遅延4地区のうち、2地区送付することができたので、今後も解消に向けた人員及び人材の確保が必要である。

②-2 政策部会による振り返り（Check） （6月中に記入）

今後の方向性	政策部会で出された施策に対する意見等（将来像の実現に向けた課題や優先度、市民との協働のあり方など）
継続・現状維持	【産業振興部会】 施策担当課の記載する方向性のとおり。
継続・現状維持	【総務企画部会】 施策担当課の記載する方向性のとおり。